

集団的自衛権 9条解釈変更

法制局議論 文書残さず

集団的自衛権を行使できるようにした昨年7月の憲法9条の解釈変更について、内閣法制局が内部での協議の過程を文書に残していないことが、朝日新聞が行った情報公開請求で明らかになった。日本の安全保障政策を転換させる歴史的な憲法解釈の変更だったが、当事者である法制局内の議論が外部から検証できないことになる。

▼3面「記録しない雰囲気」

歴史的転換検証できず

朝日新聞は情報公開法に基づき、内閣法制局に対し、憲法解釈を変更した昨年7月1日の閣議決定に関する「内閣法制局内部の協議記録」などについて文書を開示するよう請求した。だが、開示されたのは①

首相の諮問機関「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（安保法制懇）に関する資料②与党協議に関する資料③閣議決定の案文について、法制局が国家全保障局に「意見はない」と口頭で回答した際の決裁文

書——の3点で、憲法解釈について法制局内で議論した内容を示す文書はなかった。法制局も取材に「文書は作らなかった」としている。しかし、横島裕介・内閣法制局長官は今年6月11日の参院外交防衛委員会で、

内閣法制局

法律面で内閣を直接補佐する機関で、憲法、法律の解釈について首相や大臣に意見を述べる「意見事務」、政府提出の法案や政令案に欠陥や矛盾がないか審査する「審査事務」を行う。意見、審査事務に携わる参事官は各省庁から出向した官僚が務める。長官は国会答弁も担当する。

政府の憲法解釈の変更について、「この議論の過程ではいろいろな議論をさせて、法制局内での議論をしていなければ」と答弁。憲法

問題に意見を述べる内閣法制局第一部の湯下敦史参事官も「第一部の参事官や部長、法制局長官ら部内で議論した」と認めた。

一方、湯下参事官は「法制局では一般的には議事録を作らない。議事録を作るべきだと考えれば作るが、今回の解釈変更の議論では、作るべきとの判断はしなかった」と説明している。

内閣法制局長官経験者の一人は「法制局内部で議論の過程を残さず歴史的検証にたえられない、という批判は理解できる。特に法制局第一部は政治色の強い案件を扱うことがあり、記録を残そうという空気が薄かった」と指摘する。

公文書管理法では、行政機関の意思決定や事務、事業の実績を検証できるよう、「事案が軽微なもの」を除いて文書作成を義務づけており、内閣法制局の対応と同法との整合性も問われそうだ。

（蔵前勝久）

憲法問題「記録しない雰囲気」

集団的自衛権容認 法制局内議論

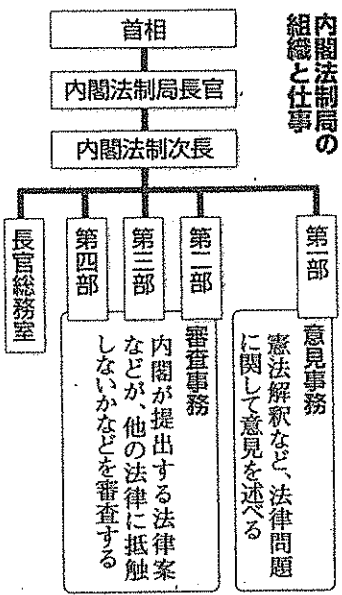
内閣法制局が、集団的自衛権の行使を認める憲法解釈変更までの内部協議の記録を残していなかった。一貫して「行使できない」としてきた法制局が、どのように過去の解釈との整合性を捉え直し、解釈変更を認めたのか客観的に検証できない。一方、法制局内からは、解釈変更についての内部での議論自体が不十分だったとの指摘も出ている。

▼1面参照



安保関連法案について衆院特別委員会などで答弁する横島内閣法制局長官(11月12日)

も指摘「独断」長官「合憲性」



現職の複数の法制局参事官によると、憲法解釈を担う第一部は、第二、三、四部のように具体的な法案をめぐり各省庁とやりとりするわけではないため、協議を記録に残さないことが多いという。法制局長官経験者の一人も「憲法問題は高度に政治的なため、なるべく記録しないという雰囲気があった」と語る。

しかし、今回の憲法解釈の変更をめぐっては、横島裕介長官自らが国会答弁で「法制局内で議論をしてきた」と明言している。それなのに、記録がないことによつて、憲法解釈の当事者である法制局の協議過程で歴史的な解釈変更について異論があったのか、全員一致だったのか、といった基本的なことすらわからない。また今後、法制局が憲法解釈を変更する意思決定をした場合、同じように協議過程の記録を残さない事態が繰り返されかねない。

協大法科大学院の右崎正博教授は「法では『軽微なもの』は保存しなくていい」となっているが、今回の憲法解釈変更は歴史的に重大なものであり、ましてや法制局内部で議論をしたと認めながら、記録を残さないという判断は法の精神からみても、とつてい許されないと指摘する。

一方で、法制局内部からは、今回の憲法解釈の変更をめぐり、そもそも記録に残すほどの議論があったのか、という指摘がある。

昨年10月、ある法制局幹部は周辺に「横島さんがこの会合に出ているのなら、教えて欲しかった。知らなかった」と語った。集団的自衛権の行使を認める閣議決定案を、自民党の高村正彦副総裁や公明党の北側一雄副代表、横島氏らによる秘密会合で練っていたと報じた朝日新聞の記事を読んだことだ。法制局長官経験者も「内部で議論を積み上げた形跡はない。横島長官1人で判断したようだ」と話す。

法制局内部で徹底した議論がなかったことは、閣議決定後、安全保障関連法案を作る過程からもうかがえる。昨年末、法案作成のため、外務省や防衛省の担当官僚が法制局を訪れたが、対応した法制局参事官は「この条文が合憲と言えるのか、横島長官でないと分からない」と繰り返した。結局、翌年2月ごろに横島氏が直接判断するまで、条文作成は進まなかった。

防衛省官僚は「かつて参事官は『合憲だ』『違憲だ』と自信満々だったが、解釈変更後は『これは合憲らしい』と答えることが多くなった。法制局の人たちから当事者性がなくなっていた」と語る。

ある法制局参事官は「解釈変更の経緯を知らないの私では判断できない」と答えたことがある」と認め

(蔵前勝久)